令和7年度 城里町立石塚小学校「学校いじめ防止基本方針」

城里町立石塚小学校長 宮本紀文

平成 26 年4月１日策定

令和７年４月１日改訂

１ いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

（ 定義 ）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。［いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）］

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、行為の対象となった児童の立場に立って行うものである。［令和3年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）］

（ 基本理念 ）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

（ いじめの禁止 ）

児童は、いじめを行ってはならない。

（ 学校及び職員の責務 ）

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の6つのポイントをあげる。

① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。
⑥ いじめ防止、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図るための研修を実施する。

２ いじめの未然防止のための基本となる事項

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、 教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎的・基本的な学習内容の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

特別の教科道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも、「傍観者」としていじめに加担していることを理解させる。

(1)いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

ア　朝のあいさつ運動の実施

登校時間に、児童会の計画委員やあいさつボランティアの児童が正門に立ちあいさつをする。全校児童が気持ちのよいあいさつを交わすことにより、元気で明るい学校生活の一日のスタートとする。

イ　ふれあいタイムや縦割り班活動

毎週火曜日の昼休みは「ふれあいタイム」と称する40分間のロング昼休みとし、学級全体で外遊びをするなど、活動を通して好ましい人間関係がつくれる時間とすることをねらいとする。また、昼休みの縦割り班遊びを実施する。あまり交流がない学年の児童と共に過ごすことで、顔見知りや友達を増やし、仲間づくりの基礎を培う。

ウ　人権集会の実施・人権コーナーの充実

学級の人権目標の発表・掲示などを通して、良好な人間関係を考える機会とする。

エ　道徳授業の充実

特別の教科道徳の指導過程の工夫・改善、授業公開等を通して、心と心の連携を図る。

(2)児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

ア　一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体つくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

①縦割り班活動での異学年交流の充実

②児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実

③仲間意識・所属感を高める場を工夫し、自己有用感を感じる学年・学級経営

④「友達のために」「学級のために」の言動の称賛

イ　人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

学級活動等で構成的グループエンカウンターやスキルトレーニングを有効に活用し、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そんな中に認められる自分が存在することを感じることで、自尊感情を育み、明るく楽しい学校生活を送ることができる。

ウ　学習のねらいの明確化と共通した学習の流れの設定

学習のねらいを明確にし、児童がこの時間に何を学ぶかをはっきりさせる。また、学習の流れを示すことによって、見通しをもって学習に取り組めるようにする。発問や指導方法を工夫することで、主体的に学習に取り組めるようにする。

エ　人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる豊かな心の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性の育成に資する体験活動の推進を行う。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1)いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

ア　「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行いながら、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく必要がある。

イ　おかしいと感じた児童がいる場合には、学年・ブロックやいじめ防止対策委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守りながら情報を共有する。

ウ　児童の様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合には、教育相談を実施して当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

エ　「いしつか相談室(なんでもそうだんしつ)」の開設、「学校生活アンケート」を月１回実施、「こころの健康観察」を定期的に実施すると同時に必要に応じて教育相談を実施し、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。

(2)いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

ア　いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全職員が対応を協議し、的確な役割分担をして、いじめ問題の解決にあたる。

イ　情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

ウ　傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。

エ　いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭と連携を取りながら指導を行っていく。

オ　学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いじめ・体罰解消サポートセンター」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も紹介する。

(3)重大事態(生命および心身に重大な被害が生じた場合や相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合)への対処については、速やかに関係機関と連携して対処する。

ア　重大事態が発生した旨を城里町教育委員会へ速やかに報告するとともに、当該事案に対処する組織を招集し、事実関係を明確にするために「いじめの重大事態対応マニュアル(茨城県教育委員会)」に基づき調査を実施する。

イ　上記の事態が、犯罪行為として取り扱われるべき疑いがある場合は、所轄警察署と連携して対処する。

４ いじめ問題に取り組むための校内組織

(1)学校内の組織

ア　「いじめ防止対策委員会」

長期欠席・いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援コーディネーターによる、いじめ防止対策委員会を設置する。状況に応じて開催し、長期欠席・いじめ防止の取組や計画の実践などについての検証、改善策の検討などを行う。また、いじめ防止、早期発見・早期対応のための教職員の資質能力の向上のための研修を「いじめ防止対策委員会」が中心となって実施する。

イ　「生徒指導委員会」 随時

状況に応じて、管理職、生徒指導部員、該当児童の担任教諭等で、問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換及び対応について話し合う。

ウ　職員集会時、各学年より報告を行い、全職員で共通理解を図る。

(2)家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急に生徒指導委員会を開催し敏速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり対処する。

5 いじめ防止のための取組年間計画

月	実　施　計　画
4月	○学年間の情報交換、指導記録の引継ぎ ○いじめ対策に係る共通理解、いじめ対策組織編成 ○学級開き、人間関係づくり、学年・学級のルールづくり ○児童集会(1年生を迎える会) ○保護者へのいじめ対策についての説明と啓発 【学年懇談会】 ○学校生活アンケート・こころの健康観察
5月	○生徒指導上で配慮を要する児童の情報交換 ○学校生活アンケート・こころの健康観察
6月	○行事を通した人間関係づくり【遠足】 ○学校生活アンケート・こころの健康観察
7月	○学校評価の実施・結果分析と改善策の検討 ○学校生活アンケート・こころの健康観察 ○行事を通した人間関係づくり【遠足】
8月	○校内研修(事例研修、ロールプレイング等を含む)
9月	○学校生活アンケート・こころの健康観察
10月	○生徒指導上で配慮を要する児童の情報交換 ○行事を通した人間関係づくり【遠足】 ○校内研修 ○学校生活アンケート・こころの健康観察
11月	○行事を通した人間関係づくり【宿泊学習】 ○学校生活アンケート・こころの健康観察
12月	○人権集会(人権に関する学級の目標発表等)人権意識啓発活動 ○学校生活アンケート・こころの健康観察
1月	○学校生活アンケート・こころの健康観察
2月	○学校評価の実施・結果分析と改善策の検討 ○次年度に向けた「学校いじめ防止基本方針」の見直し ○学校生活アンケート・こころの健康観察
3月	○記録整理、次年度への引継ぎ情報の作成 ○小・中学校の情報連携のための連絡会の開催 ○学校生活アンケート・こころの健康観察